

## 背景・趣旨

- 銀行等を中心にサービスが提供されてきた金融分野において、近年フィンテック企業の新規参入が進展

### 家計簿サービス・会計サービス

銀行の口座情報等を利活用して家計簿サービス等を提供する電子決済等代行業者の参入

### QRコード等を用いたキャッシュレス決済

スマートフォンでQRコード等を読み取るなどの方法により決済サービスを提供する資金移動業者の参入

新規参入の促進・公正で自由な競争環境の整備による、イノベーションの促進・利用者利便の向上

データの利活用による効率的な資産管理  
中小企業等の生産性向上

低コストで利便性の高い決済の実現

## 実態調査の実施（概要）

### 調査方法

- 銀行、電子決済等代行業者、システムベンダーに対するヒアリング
- 上記事業者（計205社）に対するアンケート調査
- 家計簿サービスのユーザー（計2,000名）に対するアンケート調査
- 銀行、資金移動業者、決済インフラ提供事業者に対するヒアリング
- 上記事業者（計206社）に対するアンケート調査
- コード決済のユーザー（計4,000名）に対するアンケート調査

### 競争政策上・独占禁止法上の考え方

#### 電子決済等代行業者の銀行への接続

- 現時点では、契約締結期限に向けて、契約がまとまりつつあるが、今後、**取引上の地位が優越する銀行が、契約の見直しを行い、電子決済等代行業者に正常な商慣行に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。**
- 競争政策の観点からは、今後とも、銀行が保有する**預金口座等の情報へのアクセスが適切に確保されることが必要。**

#### 銀行によるAPI接続のためのシステムの調達

- システムの**調達に十分な競争性が確保**されることが望ましい。
- 既存ベンダーがシステムの仕様公開を拒むなど、**他社ベンダーによる受注を不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。**

#### 銀行口座から資金移動業者のアカウントへのチャージ(入金フロー)

- 自らもコード決済を提供する銀行が資金移動業者への**チャージ等取引を不当に拒絶すること等は、独占禁止法上問題となるおそれ。**
- 銀行口座からのチャージに不可欠な決済インフラの利用料金については、**当事者間の交渉を通じて適切に設定されることが望ましい。**

#### 資金移動業者のアカウントから銀行口座への振込(出金フロー)

- 振込手数料の水準に影響を及ぼす銀行間手数料が**40年以上不変。銀行間手数料の水準が維持されている現状の是正**が必要。
- 競争条件のイコールフットイングの観点から、**全銀システムへの資金移動業者のアクセスの開放に向けた検討**が行われることが望ましい。また、全銀システムの効率性確保のため、**ガバナンスの強化・透明性の確保**が必要。

# 家計簿サービス等に関する実態調査①

## 家計簿サービス等における取引の背景

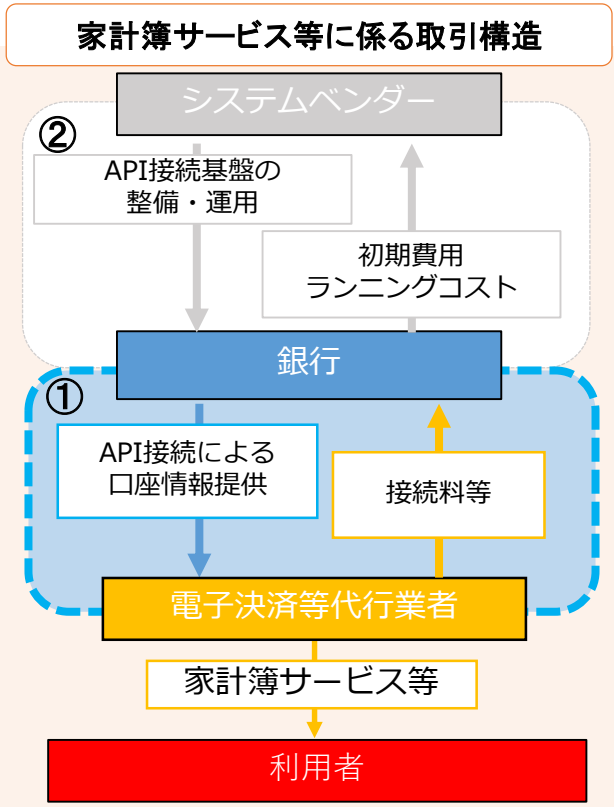
- 家計簿サービス等の提供に当たって必要不可欠である口座情報は、平成29年の銀行法の改正に伴い、原則として**API接続**によって取得することとされた。【本文P6以下】
- 家計簿サービス等を提供する電子決済等代行業者は、**令和2年5月末**※までに、銀行との間で**契約を締結**する必要がある。【本文P10】

## 家計簿サービス等における取引の状況

- 実態調査開始当初(令和元年10月)、銀行と電子決済等代行業者との契約交渉は難航。【本文P25】
- その後、相互理解が進んだことにより契約交渉が進展し、契約締結期限(令和2年5月末)までに、**家計簿サービス等の事業継続に必要な銀行との契約がおおむね見込まれる**。【本文P37】

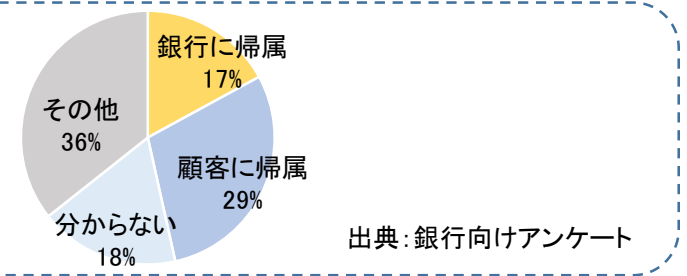
※ 両者が令和2年5月31日までに契約を締結する意向にもかかわらず、新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、実際の契約の締結が同日までに間に合わないものについては、契約締結期限を同年9月30日まで延長

## ①銀行と電子決済等代行業者間の取引



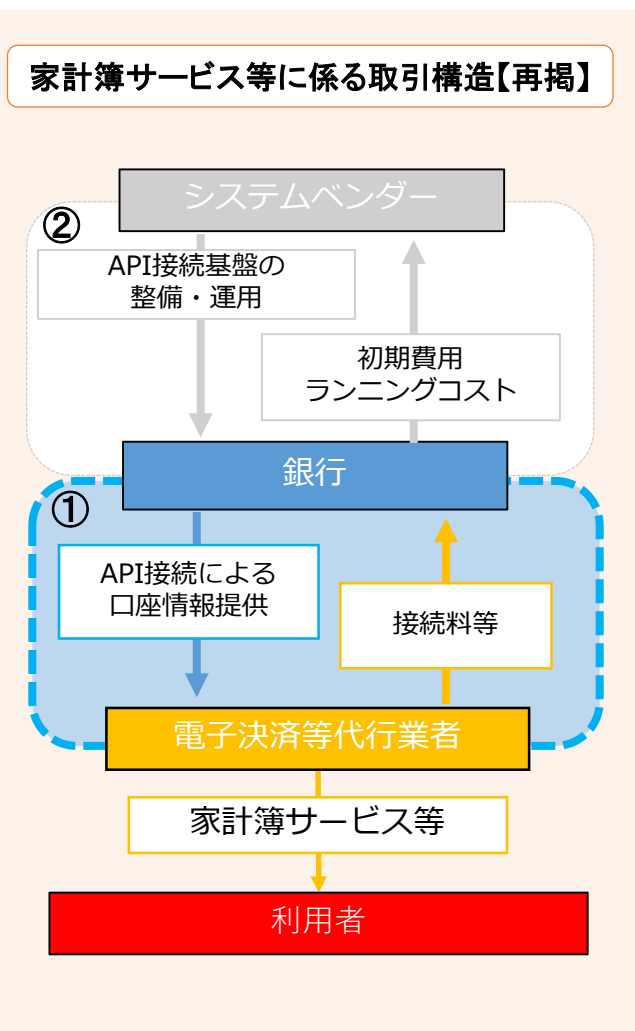
- 家計簿サービス等の提供には口座情報の取得が不可欠であり、ある銀行と契約できない場合、当該銀行の利用者を失い事業継続が困難となる可能性。【本文P21】
- 一部の銀行においては、当面の制度対応として、取得できる情報が残高や出入金明細といった必要最低限のものとなっているAPI接続基盤を整備。【本文P31以下】
- 一部の銀行は口座情報は銀行のものであると認識※1(下欄)しており、また、電子決済等代行業者による口座情報の二次利用※2について銀行の事前承諾を得よう求める銀行もあった。【本文P34】  
 ※2 電子決済等代行業者は、預金者の承諾を得るなど個人情報保護法制の遵守を前提としつつ、銀行から取得した口座情報を基にデータを作成し、当該銀行や他の企業にデータを提供する事業を行っている場合がある。
- 契約は1年更新が多く、また、今般の条件は契約締結期限を前提とした暫定的なものであるとして、契約内容を見直す可能性について示唆された者もいるなど、接続料等の条件について、契約の見直し等のための交渉が行われると見込まれる。【本文P39】

※1 自行が保有する口座情報の帰属に関する考え方



# 家計簿サービス等に関する実態調査②

## ①銀行と電子決済等代行業者間の取引



### 《競争政策上の考え方》【本文P40以下】

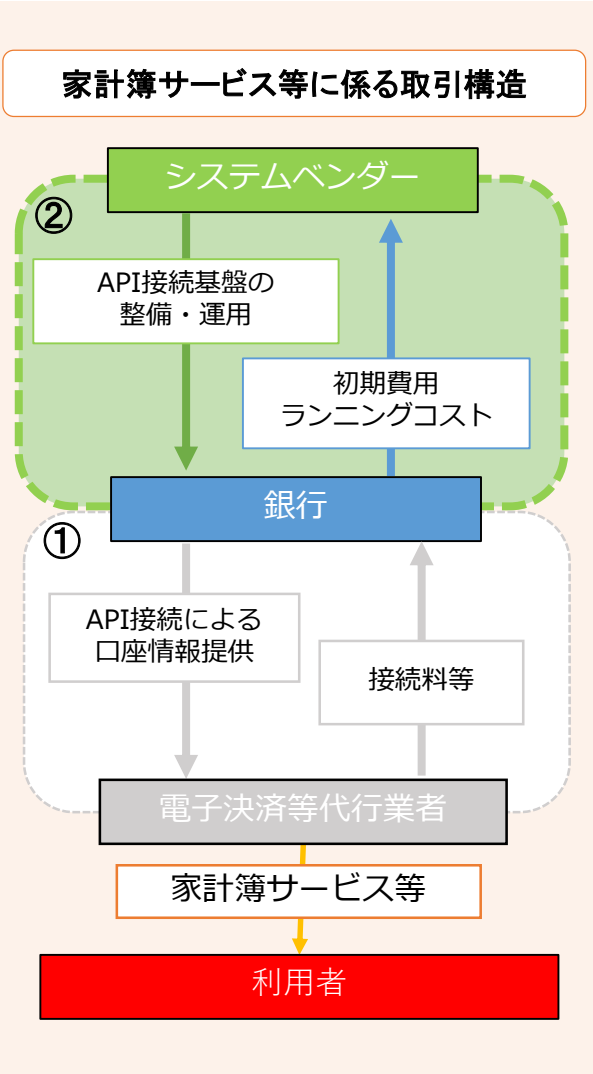
- 令和2年5月末時点において、電子決済等代行業者の銀行への接続は確保される見込みであるが、今後、両者の取引において何らかの問題が生じた場合には、必要に応じ、預金口座等の情報へのアクセスを確保するために必要な方策を検討することも考えられる。
- 利用者のニーズやコスト負担等も踏まえつつ、必要に応じ、API接続で取得可能な情報の範囲が拡大されることが望ましい。

### 《独占禁止法上の考え方》【本文P41以下】

- 取引上の地位が電子決済等代行業者に優越している銀行が、契約の見直しを行い、電子決済等代行業者に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。  
**(優越的地位の濫用)**
- 銀行が今後家計簿サービス等の提供を開始した場合において、競争者を市場から排除するなど不当な目的を達成するための手段として、電子決済等代行業者との取引を拒絶したり、情報の取扱いを制限したりする場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。  
**(単独の直接取引拒絶, 取引妨害)**
- 市場において有力な銀行が、合理的な理由なく、同一の役務に係る取引条件等について一部の電子決済等代行業者に対してのみ差別的な取扱いをする場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。  
**(差別対価, 差別取扱い)**

# 家計簿サービス等に関する実態調査③

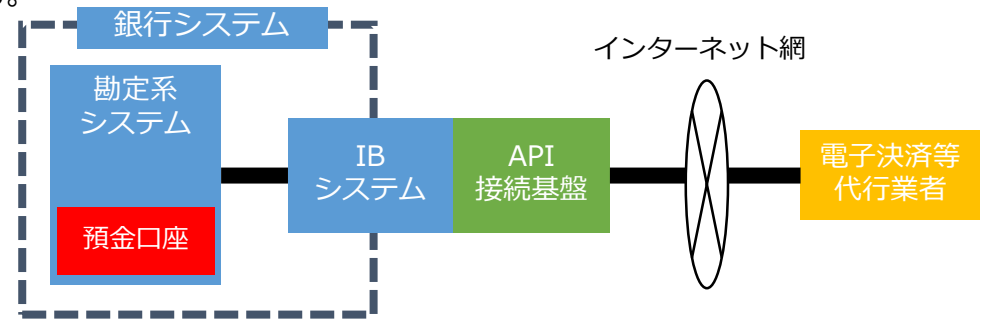
## ②銀行とシステムベンダー間の取引



- 銀行は、システムベンダーにAPI接続基盤の整備・運用を委託し、初期費用及びランニングコストを支払う。【本文P10・16以下】 これらの費用を基にしつつ、電子決済等代行業者に求める接続料の水準を決定する。【本文P26】
  - 約7割の銀行が、他社ベンダー※を含め複数のシステムベンダーを検討している一方、実際に他社ベンダーに委託した銀行は2割弱にとどまる。【本文P19】
  - API接続基盤の整備を他社ベンダーに委託する場合、システムの仕様公開といった既存ベンダー※の協力が不可欠。【本文P20以下】 仕様公開等の既存ベンダーの協力が得られず、他社ベンダーが受注できなかったという事例も確認された。【本文P30】
- ※ 個別の銀行が既に勘定系システムやインターネットバンキングシステムの整備等を委託しているシステムベンダーを既存ベンダー、既存ベンダー以外のシステムベンダーを他社ベンダーという。
- システムについて十分な知識を有する行員が不足し、見積りの精査やシステムベンダーとの対等な交渉が困難とする銀行があった。【本文P31】

### 【参考】API接続基盤の概要

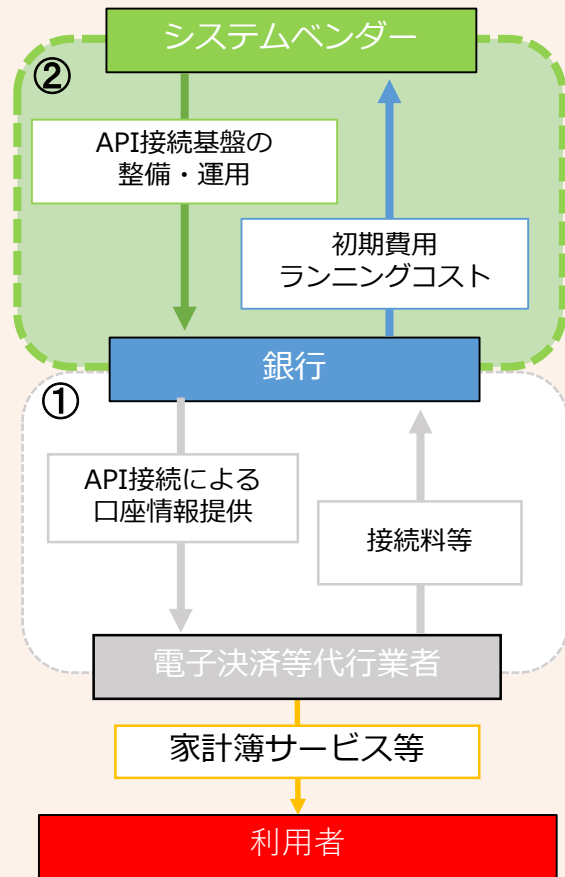
- 多くの銀行は、既存のインターネットバンキングシステム(下図:IBシステム)を利用して、口座情報を管理している勘定系システムにAPI接続基盤を接続している。
- なお、インターネットバンキングシステムを経由せず、API接続基盤を勘定系システムに直接接続するパターンもある。



# 家計簿サービス等に関する実態調査④

## ②銀行とシステムベンダー間の取引

家計簿サービス等に係る取引構造【再掲】



### 《競争政策上の考え方》【本文P42】

- 銀行が、今後新たにAPI接続基盤を整備する場合や、既存のシステムを見直す場合など、API接続基盤に係る調達を行う際に、複数のシステムベンダーから見積りを取るなど、システム調達の方法に十分な競争性が確保されることが望ましい。
- 銀行において、人材育成等によるシステムに関する知見や専門性の確保を図るなど、システムベンダーとの間のシステムに関する情報の非対称性の解消に向けた取組を行うことも考えられる。

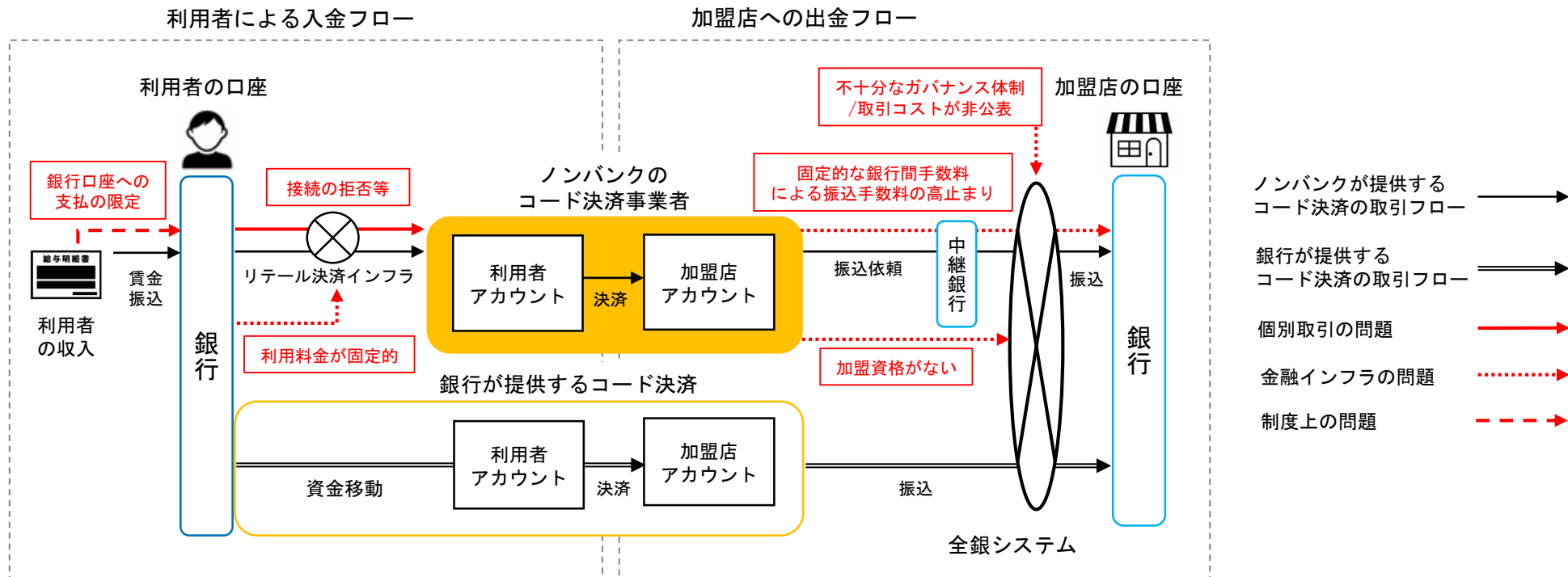
### 《独占禁止法上の考え方》【本文P42以下】

- 既存ベンダーが、合理的な理由なく仕様公開を拒むなどして、他社ベンダーが銀行から受託することを不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。（取引妨害）
- 市場において有力な既存ベンダーが、既に提供している勘定系システムやIBシステムの提供の停止を示唆することなどにより、自社とのAPI接続基盤の取引を強要し、不当に、銀行が他社ベンダーに委託できないようにする場合には、独占禁止法上問題となるおそれ。

（抱き合わせ販売、排他条件付取引等）

## 調査のポイント

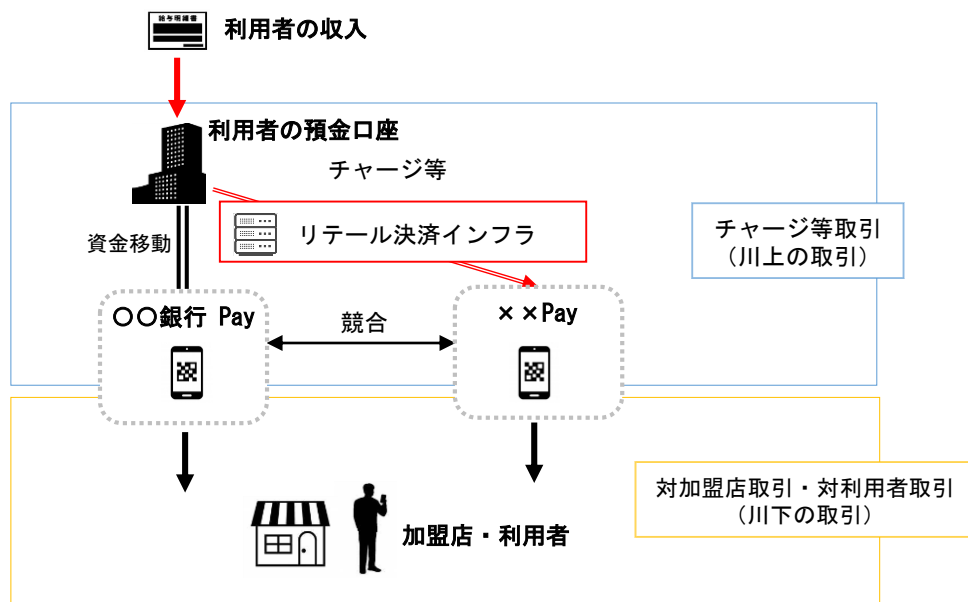
- キャッシュレス決済の中でも急速に広まりつつある、スマートフォン上の決済アプリを通じてQRコードやバーコードを利用することにより決済を行う「コード決済」を主な調査の対象とした。
- 本調査が取り扱うコード決済の取引フロー並びに独占禁止法上及び競争政策上の問題点は以下のとおり。



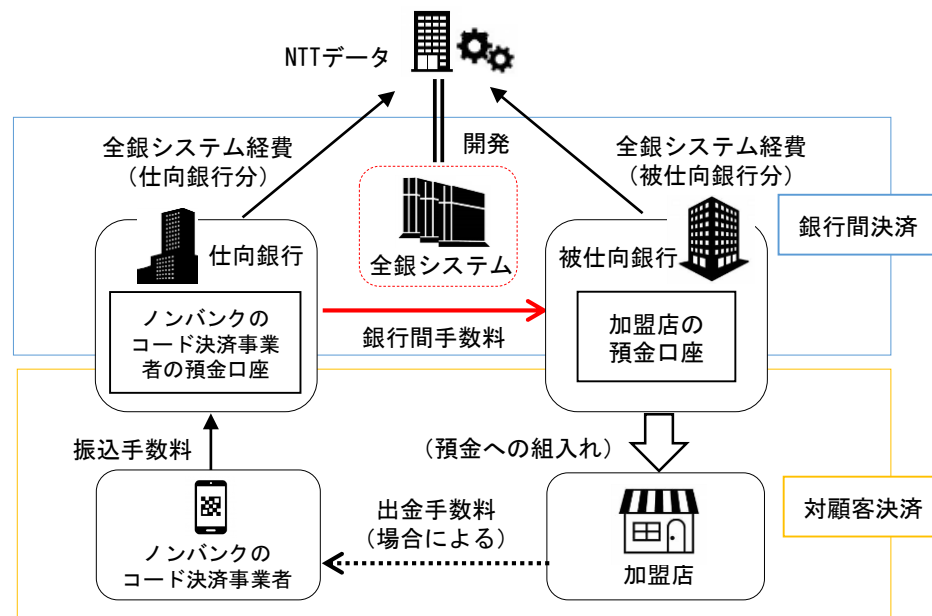
ノンバンクのコード決済事業者とコード決済を提供する銀行との間の競争条件に差異が存在。

イコールフットイングが確保されていないことが、**低コストで利便性の高い決済を実現するための障害となる可能性。**

## 1. 利用者による入金フロー（チャージ等取引）の現状



## 2. 加盟店への出金フロー（振込取引）の現状



- 銀行がコード決済を提供する場合は、自行に開設された利用者の口座を利用してコード決済を提供可能。【本文P10】
- チャージ等の原資となる賃金は原則銀行口座への振込が行われることから、ノンバンクのコード決済事業者は銀行口座へアクセスすることが不可欠。【本文P11】
- 銀行とノンバンクのコード決済事業者の間には、
  - ① ノンバンクのコード決済事業者は利用者の銀行口座に接続しなければ、決済手段を確保できない垂直的な取引関係（川上・川下関係）
  - ② 対利用者や対加盟店向けの取引における水平的な競合関係が存在。【本文P25】
- リテール決済インフラのうちNTTデータが提供するCAFISは、ノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供する際に事実上利用が不可欠。【本文P38】

- ノンバンクのコード決済事業者による加盟店への出金には、振込が利用される。【本文P9】
- 他行為替においては、顧客（支払人、受取人）と銀行との間の決済（対顧客決済）及び、仕向銀行と被仕向銀行との間の決済（銀行間決済）のそれぞれが行われる。【本文P44以下】
- 振込において他行為替を行う場合は、全銀ネットが運営する全国銀行内国為替制度に基づき行われる。同制度を運営するための銀行間ネットワークシステムとして全銀システムが利用されている。【本文P45】
- 全国銀行内国為替制度は、規模の経済、ネットワーク外部性、自然独占性を有し、他行為替を行う加盟店への出金の際に事実上利用が不可欠。【本文P46】

## 1. 利用者による入金フロー（チャージ等取引）に係る課題・提言 I

## ①銀行とノンバンクのコード決済事業者の取引の問題

利用者の収入



利用者の〇〇銀行の預金口座



資金移動

・チャージ等取引の拒否  
・キャンペーン費用の負担要請 等

〇〇銀行 Pay

競争

××Pay



加盟店・利用者



- クレジットカードからのチャージ等やATMを利用した現金のチャージはコストや利便性の点で銀行口座からのチャージ等に劣ることから、銀行口座からのチャージ等は、コード決済事業者にとって重要性の高いチャージ等の方法となっている。【本文P26以下】
- 自らもコード決済を提供する銀行は、川下の取引において、自らが提供するコード決済の競争条件を有利にすることや、ノンバンクのコード決済事業者を排除することへのインセンティブが生じやすい。【本文P27以下】
- チャージ等取引における取引時確認の義務の履行、チャージ等のシェアの大きさ、回収困難な初期費用、消費者行動といった事情を踏まえると、ノンバンクのコード決済事業者にとって、銀行との取引が困難になることが、事業経営上大きな支障を来す場合が存在する可能性がある。【本文P28以下】

## 《独占禁止法上の考え方》【本文P60以下】

銀行口座からのチャージ等取引における以下のような行為は、独占禁止法上問題となるおそれがある。

- 銀行口座からのチャージ等取引の市場において有力な銀行が、コード決済の提供において競争関係にあるノンバンクのコード決済事業者を市場から排除するなどの目的をもって、当該コード決済事業者とのチャージ等取引を拒絶することやチャージ等取引に係る手数料を事実上拒絶と同視し得る程度まで引き上げること等。（単独の直接取引拒絶、取引妨害等）
- 取引上の地位がノンバンクのコード決済事業者に対して優越している銀行が、①銀行自らが提供するコード決済サービスの加盟店開拓を行わせること、②キャンペーン費用の負担を要請すること、③ノンバンクのコード決済事業者の保有するデータを提供させることなどにより、相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること。（優越的地位の濫用）



## 1. 利用者による入金フロー（チャージ等取引）に係る課題・提言 II

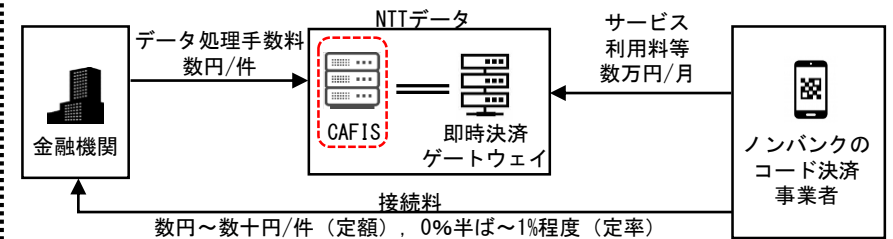
### ②リテール決済インフラ（CAFIS）の利用料金の設定・更新系APIの活用

- CAFISはノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供する際に、事実上利用が不可欠なりテール決済インフラ。【本文P38】
- リテール決済インフラの取引量は大幅に増加している一方、CAFISの契約約款で定められた**従量制料金は10年間以上不変**。【本文P43】
- CAFISサービスの売上高営業利益率は10%台と高い傾向。【本文P43】
- CAFISの利用料金は、ノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供する際に銀行に対して支払う費用に転嫁されているとの銀行の見解。【本文P16以下】

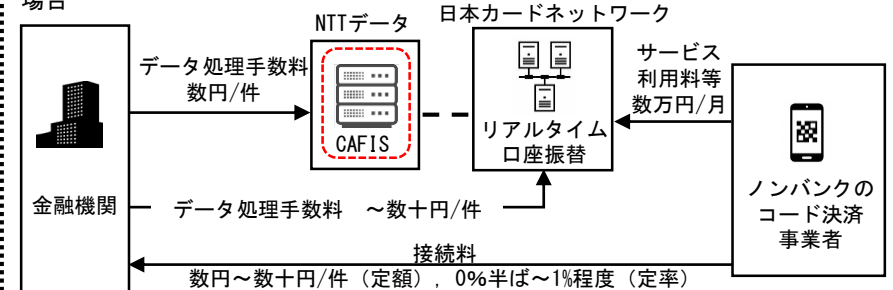
#### 《競争政策上の考え方》 【本文P64以下】

- CAFISの利用料金が固定的であることは、銀行口座からのチャージ等に係る費用を高止まりさせることにもつながるおそれ。
- CAFISがチャージ等取引を行う上で事実上不可欠なインフラであることに鑑みれば、CAFISの利用料金については利用事業者との交渉を通じて適切に設定されることが望ましい。
- 各銀行は、決済インフラへの競争圧力を高めるため、更新系APIの利用を簡便に行える環境の整備を検討することが望ましい。

①NTTデータが提供する即時決済ゲートウェイサービスを利用する場合



②日本カードネットワークが提供するリアルタイム口座振替サービスを利用する場合



### ③ノンバンクのコード決済事業者のアカウントへの賃金の支払が競争条件のイコールフットイングに与える影響

- コード決済の利用者の約4割は、コード決済事業者のアカウントへ賃金の支払が行えるようになった場合、自身が利用するコード決済サービスのアカウントへ賃金の一部の振込を検討すると回答。【本文P25】
- ノンバンクのコード決済事業者が利用者の賃金等の収入を自身のアカウントに直接受け入れることが可能になれば、**銀行口座に接続することなく、利用者に対してコード決済を提供することも可能**となる。【本文P67】

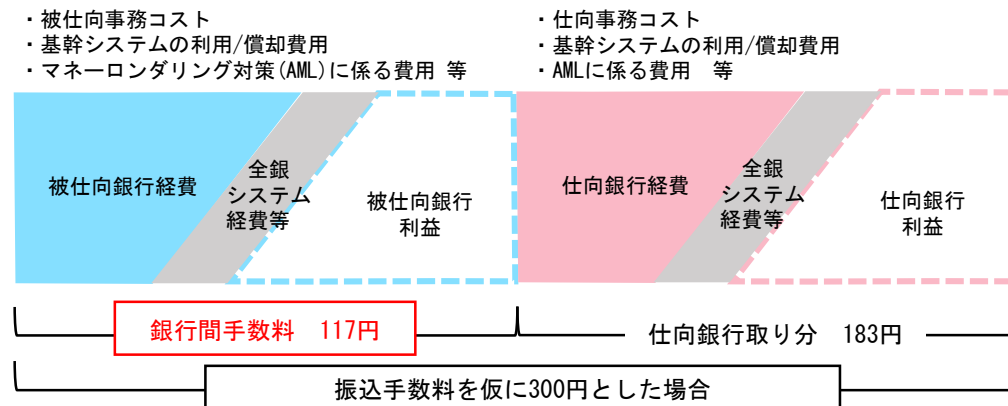
#### 《競争政策上の考え方》 【本文P67】

- 資金移動業者のアカウントへの賃金支払の解禁が行われた場合には、銀行とノンバンクのコード決済事業者間のコード決済における競争条件のイコールフットイングの確保に好ましい影響が生じると考えられる。

## 2. 加盟店への出金フロー（振込取引）に係る課題・提言 I

## ①銀行間手数料に係る取引慣行の見直し

（例）他行為替の振込手数料の費用構造（3万円未満の振込をインターネットバンキング経由で行う場合）



- 銀行間手数料は、銀行が相対交渉で決定することとされている一方、全ての銀行が3万円未満の場合117円、3万円以上の場合162円（それぞれ税抜）と設定しており、これらの水準については、事務コストを大幅に上回っているとの見解。【本文P49以下】
- 現行の銀行間手数料は、全銀ネットの前身である内国為替運営機構が過去に通達した水準を参考に各銀行が設定しており40年間以上不変。本調査開始までの期間において銀行間手数料水準の変更交渉が行われた事実は確認できなかった。【本文P49】
- 銀行間手数料が事実上固定的となっていることにより、他行為替の振込手数料の水準や本支店為替の利用拒否といった形で振込取引に影響。【本文P52以下】
- 本調査では、諸外国の振込取引において銀行間手数料に相当する手数料が発生している事例は確認できなかった。【本文P55】

## 《競争政策上の考え方》 【本文P65以下】

- 各銀行は、銀行間手数料の必要性を含めた検討を行った上、設定水準、設定根拠に関する説明責任を十分果たすことにより、事務コストを大きく上回る銀行間手数料の水準が維持されている現状の是正に向けて取り組むべきである。

## 2. 加盟店への出金フロー（振込取引）に係る課題・提言Ⅱ

### ②全銀ネットのガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保

- 全国銀行内国為替制度の運用に関し、①個別の銀行が制度の改善を求める提案を行うことは困難との銀行の見解、また、②一般消費者や企業のニーズを吸収する場としての全銀ネット有識者会議は十分な議論を尽くせる場として機能していないとの有識者の指摘。【本文P54以下】
- 諸外国では資金決済システムを利用した取引コストが公表されている一方、我が国は非公表。【本文P55】
- ガバナンス体制や取引の透明性が確保されていないことは、自然独占性や不可欠性を有する全国銀行内国為替制度の費用構造の改善の機会を限定的にする可能性。【本文P66】

#### 《競争政策上の考え方》 【本文P65以下】

- 全銀ネットは、エンドユーザーのニーズを反映できるようガバナンス体制を強化することが望ましい。
- 全銀ネットは、全銀システムを利用した取引コストの透明性を確保することが望ましい。

### ③資金決済システムへの資金移動業者のアクセスの開放に向けた検討

- 銀行同様に為替取引を行っている資金移動業者には全国銀行内国為替制度への加盟が認められていない。【本文P56以下】
- 本調査で指摘された入金フローにおける銀行口座からのチャージ等において生じるコスト等や出金フローにおける振込依頼コストについては、資金移動業者が全銀システムへアクセスできる場合には負担が軽減される可能性。【本文P57】
- 65%以上の資金移動業者が、資金決済システムの利用が可能となった場合、利用を積極的に検討するとアンケートに回答。【本文P58】

#### 《競争政策上の考え方》 【本文P66】

- 全銀ネットは、全銀システムへの接続に求められる条件を整理し、条件を満たす資金移動業者に対しては、アクセス開放を検討することが望ましい。